

第 1 回検討会（2023（令和 5）年 10 月 28 日開催）の主なご意見と対応案

※会議後に追加で頂戴したご意見

No.	意見	事務局見解（対応案）	対応状況
<検討スケジュールと体制、見直しの方針について>			
1	<リスト見直しのスケジュール感> 想定する検討内容及びスケジュールについて、その他無脊椎動物を検討するに当たり事務局案はいつごろ提示されるのか。	現段階で明確には言えないが、十分に確認いただけるよう早期提示するよう努める。	対応予定
2	<分類群毎の作業分担> ワーキンググループを魚類と植物で実施することのだが、その他の分類群については各委員がそれぞれの分類群の担当となり、責任を持って検討するという認識で良いか。その場合、担当者を明確にした方が良く考える。分類群によっては担当者の抜けが生じる可能性が危惧される。	その認識で問題なく、ご意見を踏まえ、事務局より委員に担当を提案する。	対応予定
3	<昆明・モンテリオール生物多様性枠組で掲げられた数値目標の考え方> 「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」の個別目標である「侵略的外来種の導入率及び定着率を 2030 年までに 50%以上削減する」という数値目標について、具体的にどうするかが分かりにくい、新外来種被害防止行動計画で具体案が出るという認識で良いか。	貴認識のとおり。改定後の新外来種被害防止行動計画における目標案については資料 1 にて提示。	対応済み
4	<50%指標の達成状況の評価方法> 50%削減の指標について、何を以て達成できているのかは計画がなければ議論できないと考える。どのような取組が何年行われて、どれくらいの費用がかかったのか、成果が現れたのか、といった達成率のようなものを明確にしなければならない。	行動計画見直しの検討・議論にて、参考にさせていただく。	別で対応予定
5	<リスト見直し体制の検討の必要性> 今回のリスト見直しには、前回から 8 年間のブランクがある。この期間に新たな外来種が多く出現し、特定外来生物の指定も行われたが、その結果を反映した更新ができていない状態が続いてしまった。今後は柔軟に更新ができるような体制作りについても検討すべきである。	今般のリスト見直し作業と同時並行で検討する。	対応予定

＜現行のリストについて＞			
6	<p>＜リスト掲載対象種の考え方＞</p> <p>現行のリストでは細菌や寄生虫、ウイルス等を含まないとしているが、今回もこれらに含まれている外来種は対象外という扱いのままか。扁形動物の寄生虫（外来種）が水産業に大きな被害を与えており、目に見えて同定できない生物についても加えるべき。</p>	<p>現行リストを作成する際には検討の対象としていたが、結果として、感染症法等他法令によって規定されている種については、リスト掲載に至らない整理となった。今般も基本的に同様の考え方にも基づき、検討を進めていただきたい。</p>	対応予定
7	<p>＜産業管理外来種の現状と実態＞</p> <p>産業管理外来種について、産業利用において管理されていれば問題ないとされているが、ごく一部が産業利用されており、ほとんどは無秩序に分布拡大しているような種も含まれているため、実態に合っていない。この部分についても種の選定について検討しなければならない。</p>	<p>現行リストに掲載されている全種についてカテゴリ区分の見直しを行う。また、産業管理外来種の取扱いの在り方について、新行動計画において整理する予定。</p>	対応予定
8	<p>＜交雑種や園芸品種等の取扱い＞</p> <p>人工交雑種のリストにおける取扱いはどうなるのか。サンシャインバスのように人為的に交雑して作られた種は特定外来生物であっても本リストから外されている。また、園芸植物やヒメダカのような人工的な種は野生環境において問題となっている。遺伝的かく乱を考慮すると、人工改良品種の視点でのリストがあっても良いと考える。</p>	<p>特定外来生物に指定しているものについては全てリストに掲載予定である。園芸種やヒメダカ等、人工改良品種の取扱いについても、議論・検討の対象であると認識。</p>	対応予定
9 ※	<p>＜交雑由来の外来種の取扱い＞</p> <p>本検討会では、国外由来の野生純系の外来種を対象としているが、国内に侵入後、在来種と交雑した結果、遺伝的にかく乱または汚染された集団を外来種に位置付け、防除することについては慎重に議論を重ねる必要がある。現行の法制度は依然として種レベルから脱却できず、遺伝資源をめぐる具体的なアイデアが示されていない。たとえ遺伝的に汚染されていてもゲノムレベルで見れば在来の有用遺伝子は保存されている。これに関する議論の場として本検討会から外れるので、行動計画検討委員会か別途、生物多様性保全そのものについて議論いただきたい。</p>	<p>リストにおいてはその作成目的を踏まえ、生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種を網羅的に掲載する考えであり、交雑種も対象としている。遺伝子交雑の防止と種の保存の両立の在り方については種の希少性及び保全状況を踏まえて種毎に検討することが望ましく、特定外来生物やリスト掲載種の選定に当たっても個別に評価を重ねていく。</p> <p>ご意見については、今後の参考にさせていただきます。</p>	今後検討

<u><候補種検討></u>			
10	<検討の結果非掲載となった種について> 今回、検討はしたがリストに非掲載となる種については、公開するのか。公開しない予定であるのならば、非掲載となった理由を提示するとともに公開すべき。	今回検討したがリストに非掲載となる種については、公開する。資料2-2で提案。	今回検討
11	<候補種をリストアップするうえでの懸念> 植物において、侵入・定着していないものの基準を定めてリストアップすることはかなり難しい。検討に当たり、ワーキンググループの中で根拠を整理し議論していくものと認識した。	国内未定着・未侵入の種については、国際機関が作成しているリスト等に基づき、他国における侵入・定着の事例や侵略性を踏まえつつ検討する。	対応予定
12	<候補種リストの情報源の明確化> 資料2-2の1)について、候補種リストの作成は事務局による作業としているが、その情報提供源はワーキンググループと考えて良いのか。情報の発信源を明確にしてほしい。	候補種リスト作成に当たっては委員からも情報提供願いたい(資料3のとおり)。	対応予定
<u><カテゴリについて></u>			
13	<カテゴリ名称の見直しについて> カテゴリ名称について、「その他の定着予防外来種」や「その他の総合対策外来種」のように「その他の」と付いているものがあるが、これらの記述は廃止した方がよい。明確に「定着予防外来種」、「総合対策外来種」とし、小さくくりは「未定着種(侵入予防外来種、定着予防外来種)」と「定着種(緊急対策外来種、重点対策外来種、総合対策外来種)」にすべき。	資料2-1で提案。	今回検討

14	<p><カテゴリ名称と定義の不一致></p> <p>「緊急対策外来種」と「重点対策外来種」の違いは本来であれば防除手法が確立されているかの有無によって判断されるはずが、「緊急対策外来種」の方により深刻な被害をもたらす種が判定されている傾向にある。カテゴリ名称のもつ階層性と防除の考え方に基づくカテゴリ定義の不一致を解消する必要がある。</p> <p>「侵入予防外来種」と「定着予防外来種」も同様の問題が生じている。名称の変更によって解消できるものもあるが、「緊急対策外来種」と「重点対策外来種」については、カテゴリ定義の条件見直し、カテゴリ評価の結果の見直しが重要な課題である。</p>	<p>名称については資料2-2で提案。</p> <p>種毎のカテゴリ区分については、選定基準に忠実に精査したい。</p>	<p>今回検討 + 対応予定</p>
15 ※	<p><カテゴリ名称と区分の見直しについて></p> <p>「緊急対策外来種」というワードだが、これは言葉としては侵入直後の外来種に対する”早期対策”と受け取る人の方が普通で、誤解を生む表現なので修正が必要。</p> <p>ただし、このカテゴリ区分自体の修正も必要だと思っている。</p>	<p>名称については資料2-1で提案。</p> <p>改定リストにおいて定着初期の緊急対応が必要な種は明示したい（資料2-2で提案）。</p> <p>カテゴリ区分の修正自体は現行リストとの連続性を確保することが必要との観点に鑑み行わない意向。</p>	<p>今回検討 + 対応予定</p>
16	<p><定着状況に応じたカテゴリの検討></p> <p>カテゴリについて、定着の考え方に難点がある。国のレベルで考えれば定着だが、都道府県レベルでは未定着の地域もあり、全国共通で定着、未定着を検討すべきではない。対策を行う自治体の状況に応じた定着状況のカテゴリを設け、早期対策を促進できるようなものを検討すべき。</p>	<p>国作成のリストとしては、国レベルで判断した定着段階、具体の分布箇所等を明示予定。</p> <p>都道府県においては、国リストも参考に適宜優先的に対策する種及びその具体の優先度を整理いただきたいと考える。</p>	<p>対応予定</p>
<p><その他></p>			
17	<p><より使いやすいリスト作成に向けて></p> <p>カテゴリについては、今の枠組みでこのリストを使用してきた上で、良かった点や悪かった点の具体例を挙げて議論してはどうか。</p>	<p>現行リストではその内容検討に活用した情報を網羅的に整理。改定リストでは、今後各主体に一層の対策推進を促す観点で、掲載情報を精査していきたい（資料2-2で提案）。</p>	<p>今回検討</p>
18	<p><リストの活用推進に向けて></p> <p>生物は地域によって取扱い（定着の有無や進入状況）がかなり変わるため、今回作成するリストを関係のある自治体がどのように使えばよいのかなどの具体例を提示すべき。</p>	<p>地方公共団体における国リストの活用方法は別途整理したい。</p>	<p>対応予定</p>

19	<p><リストの通称の提案> リストの正式名称が非常に長いため、「ブラックリスト」や「ブルーリスト」などの周知しやすい簡易的な名称を設けた方が良い。</p>	<p>今般のリスト見直し作業と同時並行で検討する。</p>	<p>今後検討</p>
20 ※	<p><外来種リストの名称について> (No. 19に関連し) そもそもブルーリストはカナダでは希少種リストに、アメリカでは地域的に退縮しつつある鳥類の個体群のリストに充てられている。かつて水産庁が発刊した海洋希少動植物種の解説書「データブック」の表紙はそれらに倣いブルーだった。知るかぎり外来種リストをブルーリストと称する国外の事例はなく、個人的にもブルーは自然のイメージを持つ。外来種リストをブルーリストとした場合、一部より反発があるだろう。</p>	<p>今般のリスト見直し作業と同時並行で検討する。</p>	<p>今後検討</p>
21	<p><IPBES での侵略的外来種の定義の確認> IPBES において外来生物に関するレポートが提出されており、侵略的外来種の定義等に変更が生じている可能性があるため、点検が必要である。</p>	<p>2023 (令和5) 年9月に生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES) が発表した「侵略的外来種とその管理に関するテーマ別評価報告書 政策決定者向け要約 (SPM)」において使用されている用語と定義は以下のとおり (日本語は仮訳)。本国リストにおいて使用する用語はこれら用語との混同を防ぎたい。</p> <p><Alien Species (AS) > 人間活動により、自然の生息・生育域外の新たな地域に生息・生育するようになった種</p> <p><Established Alien Species> AS のサブセット で、 存続・増殖可能な個体群を生み出し、場合によっては拡散している種</p> <p><Invasive Alien Species> Established AS の一部で、拡散して生物多様性、地域生態系や種に悪影響を及ぼしている種。</p>	<p>対応予定</p>

22	<p><侵入確認状況の情報収集方法></p> <p>外来種の侵入確認状況をどのような形で専門家から速やかかつ確実に集めるのが課題であるため、その方法を今後検討する必要がある。</p>	<p>基本的には事務局において文献等から情報収集することを想定。委員におかれても、情報提供にご協力いただきたい。</p>	今後対応
23	<p><リスト掲載種の防除に係る法規制の整理></p> <p>リスト掲載種の法的な位置付けについてはある程度明確にする必要がある。防除の現場で特に影響があり、この部分をあやふやにする動物愛護管理法や鳥獣保護管理法、文化財保護法等と干渉し、防除の活動に支障をきたす可能性がある。そのため、これらの法律からは分離し、別枠の「防除すべき生き物」であることを決めていただきたい。支障をきたした例として、農家がアライグマを殺処分する場合においては、世間の目や手続きの煩雑さによりスムーズな行動ができていない状態である。外来種のオオサンショウウオなどの場合は、調査する場合において多くの手間を要すると想定される。</p>	<p>リストでは、特定外来生物等法令で規定されている種以外の種も含めて何らかの対応を行うべきとして提示しているものであり、それらの種を一律に法令で規定された種と同等に扱ったり、他法令の対象から外したりすることは難しい（特例外来生物の法に基づく防除については、鳥獣保護管理法の捕獲規制等の適用除外となっている）。リスト掲載種についての防除の重要性をしっかりと広く普及啓発するとともに、今般のリストの改定作業を経て、必要に応じて特定外来生物の追加指定を検討することで、現場での防除等実施を円滑に行えるようにしたい。</p> <p>また、ご意見を参考に、新行動計画において、“以外の種”含めて対策の在り方を明示する予定。</p>	今後対応
24 ※	<p><他法令で規制されているリスト掲載種の防除現場における取り扱いについて></p> <p>動愛法や鳥獣保護管理法、文化財保護法と紐づけされている生き物は、リストに載った以上、これらの法律とは別枠となるといった定義付けがあったほうが良い。防除に際して、現場のフットワークが悪くなるという趣旨。</p>	<p>他法令との関係については23の見解のとおり。なお、他法令での位置付けについてリスト掲載情報として示すことを資料2-2で提案。</p>	今回検討